

神戸市規則第14号

神戸市空家空地対策の推進に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）及び神戸市空家空地対策の推進に関する条例（平成28年6月条例第3号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(類似空家等)

第2条 条例第2条第2項に規定する規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用が相当期間なされていないもの
- (2) 長屋（これに類する形態の建築物を含む。）のうち、居住その他の使用がなされていないことが常態であり、又は当該使用が相当期間なされていない住戸又は区画（次号において「対象住戸等」という。）
- (3) 前号に掲げるもののほか、一の建築物であって、対象住戸等の数又は面積の合計が当該建築物の住戸若しくは区画の総数又は総面積の過半数を占めるもの
- (4) 前3号に掲げるもののほか、建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるものに準じる状態であると市長が認めるもの

(空地等)

第3条 条例第2条第5項第2号に規定する規則で定めるものは、山林及び田畑（これらのうち市長が特に認めるものを除く。）以外の土地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。

(立入調査員証)

第4条 法第9条第4項及び条例第5条第4項に規定する身分を示す証明書は、様式による立入調査員証とする。

(施行細目の委任)

第 5 条 この規則の施行に関し必要な事項は、主管局長が定める。

附 則 抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(空家等対策の推進に関する特別措置法施行細則の廃止)

2 神戸市空家等対策の推進に関する特別措置法施行細則(平成 28 年 3 月規則第 67 号)は、廃止する。

附 則(令和 5 年 3 月 31 日規則第 82 号)抄

(施行期日)

1 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に存する改正前の様式による用紙は、当分の間、なお使用することができる。

附 則(令和 6 年 7 月 2 日規則第 4 号)

この規則は、公布の日から施行する。

様式（第4条関係）

（表面）

第 号	
立入調査員証	
所 属 氏 名 生年月日	年 月 日
写真	
上記の者は、空家等対策の推進に関する特別措置法第9条第2項及び神戸市空家空地対策の推進に関する条例第5条第2項の規定に基づく立入調査の権限を有するものであることを証明する。	
年 月 日 発行（ 年 月 日まで有効）	
神戸市長 印	

9.1センチメートル

5.5
センチメートル

（裏面）

空家等対策の推進に関する特別措置法 抜粋
（立入調査等）
第9条 略
2 市町村長は、第22条第1項から第3項までの規定の施行に必要な限度において、空家等の所有者等に対し、当該空家等に関する事項に関し報告させ、又はその職員若しくはその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。

神戸市空家空地対策の推進に関する条例 抜粋
（立入調査等）
第5条 略
2 市長は、第11条から第14条までの規定の施行に必要な限度において、類似空家等若しくは空地等の所有者等に対し、当該類似空家等若しくは当該空地等に関する事項に関し報告させ、又は当該職員若しくはその委任した者に、類似空家等若しくは空地等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。